

## 平成25年第6回にかほ市議会定例会会議録（第6号）

### 1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐 藤 文 昭		

### 1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	伊 東 秀 一	班 長 兼 副 主 幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	加 藤 潤		

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長	齋 藤 均
市 民 福 祉 部 長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齋 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	洪 谷 憲 夫
会 計 課 長	加 藤 信 子	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
市 民 課 長	佐々木 俊 哉	生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一
福 祉 課 長	佐 藤 次 博	雇 用 対 策 政 策 監 兼 商 工 課 長	佐々木 敏 春
社 会 教 育 課 長 (次長待遇)	齋 藤 榮 八	ガ ス 水 道 局 管 理 課 長 (局長待遇)	森 孝 良

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成25年12月20日（金曜日）午前10時開議

- 第1 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第2 議案第 97号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第 98号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第 99号 にかほ市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第100号 にかほ市貸付金の返還債務の免除に関する条例制定について
- 第6 議案第101号 にかほ市地域の元気臨時交付金基金条例制定について
- 第7 議案第102号 にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第103号 にかほ市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第104号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第105号 にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第106号 にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第107号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第108号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第109号 市道路線の認定、変更及び廃止について
- 第15 議案第110号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について
- 第16 議案第111号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第17 議案第112号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第18 議案第113号 平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第19 議案第114号 平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第115号 平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 陳情第 8号 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書採択についての陳情
- 第22 陳情第 9号 日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める陳情
- 第23 陳情第 10号 医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出を要請する陳情書
- 第24 陳情第 11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
- 第25 陳情第 12号 介護職員の処遇改善を求める陳情書
- 第26 陳情第 13号 T P P交渉に関する陳情
- 第27 議提第 12号 現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書
- 第28 議提第 13号 2014年度地方財政の確立に関する意見書

- 第29 議提第 14号 医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書
- 第30 議提第 15号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書
- 第31 議提第 16号 介護職員の処遇改善を求める意見書
- 第32 議提第 17号 日本国憲法をいかに安定した雇用の実現を求める意見書
- 第33 議提第 18号 T P P交渉に関する意見書
- 第34 雇用対策調査特別委員会報告の件
- 第35 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員数は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、教育長から12月13日に行われました会派代表質問において、政研クラブ代表菊地衛議員の質問に対する答弁の訂正について発言を求められておりますので、これを許可します。

発言を許します。教育長。

●教育長（齋藤光正君） おはようございます。

先日、菊地衛議員の御質問でありました生活学習サポートについての訂正をお願いしたいと思います。

生活学習サポートは31人配置していますというふうに申し上げたし、その31人がすべて教員免許を持っているように私は申し上げましたが、実際のところ5人しか持っておりません。ただ、5人の方は担任の先生と相談しながら自分で授業も進めていくことができるし、またほかの人方は補助的なそういう役割をしながら一人一人にその学習が成立するように、そして一人一人の学力が定着するように努めておりますので、その点を御了解願いたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから日程事項に入ります。

日程第1、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、指定が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、皆さんに配付した名簿のとおり、岩井敏一氏、佐々木耕治氏、澁谷美奈子氏、池田優子氏の以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました岩井敏一氏、佐々木耕治氏、澁谷美奈子氏、池田優子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員は、配付した名簿のとおり、第1順位、齋藤兄一氏、第2順位、相馬孝一氏、第3順位、阿部玲子氏、第4順位、横山スミ子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、齋藤兄一氏、第2順位、相馬孝一氏、第3順位、阿部玲子氏、第4順位、横山スミ子氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

これから、一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時04分 休 憩

---

.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（18名）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢 知
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市

.....

### 欠席委員（0名）

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	伊 東 秀 一	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	加 藤 潤		

.....

### 説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長	齋 藤 均
市民福祉部長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総務部総務課長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齋 藤 義 行
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	洪 谷 憲 夫

会計課長	加藤信子	健康推進課長	鈴木令
市民課長	佐々木俊哉	生活環境課長	小松幸一
福祉課長	佐藤次博	雇用対策政策監兼商工課長	佐々木敏春
社会教育課長(次長待遇)	齋藤榮八	ガス水道局管理課長(局長待遇)	森孝良

.....

午前10時05分 開議

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番加藤照美総務小委員長。

【総務小委員長（15番加藤照美君）登壇】

●総務小委員長（加藤照美君） おはようございます。

去る12月16日、当一般会計予算特別総務小委員会に付託になりました議案第110号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会に関する事項ですが、全員の賛成により可決しております。

審査の内容について報告いたします。

総務課関係では、由利高校全日本バレーボール高校選挙権大会出場激励金が計上となっています。これについては、にかほ市出身の選手が3名おりますので、その激励金であります。

企画情報課関係では、にかほ市定住奨励金の交付対象についての質疑がありました。答弁では、対象は定住を目的とし、1年間在住し、奨励金交付後も5年間在住される方を対象としているとのことです。

また、転勤で来られた場合、福祉施設に入居の場合、あるいは公務員や60歳以上の高齢者、結婚や離婚による転入などは対象外との答弁をいただいております。

財政課関係では、村上議員から委員会に質疑通告がありましたのでお答えしたいと思います。

質問の内容は、光熱水費が補正予算全体で20項目以上あり、電気料金値上げなどの影響はどのように見ているのか、部署で違いはあるでしょうか財務での試算等についての質問であります。答弁では、今回の補正予算に計上した光熱水費の額は1,573万9,000円で、このうち電気料金の補正額は37施設で1,263万6,000円を計上、当初予算に比較し11.8%の増加となっているとの答弁でした。財務での試算時については、電気料金の契約種別、料金値上げの適用開始時期、あるいは季節などにより電気料金が違ってきますので試算は行っていないとの答弁でありました。

税務課関係では、土地の課税誤りの今後の対策についての質疑がありました。答弁では、住宅用地特例は家屋担当者との連携が重要になってきますので、書面によるやり取りを新たに加えるとい

うこと、また、点検の強化として紙で残して複数で確認すること、次に必ず現地を確認すること。また、システム上で定期的にデータを照合させて、少しでも誤りの可能性を減らしていく作業も加えますとのことでした。

また、住宅を増改築や用途変更があった場合についても税法で申告しなければならないことになっていますので、それらの啓発、告知をすることなどを今現在、原案で詰めているとの答弁をいただいております。

今後の日程については、還付については66名ほどいますが、1月中には個別に訪問をして対応をしていきたいとのことでした。課税される方については、丁寧な説明をしなければいけないので、連絡を取りながら年度内には終わらせたいとの答弁をいただいております。

防災課関係では、耐震工事が終了していない自治会館と終了した自治会館についての質疑がありました。答弁では、平成21年から平成23年まで耐震診断を行い、現在35ヵ所が要整備箇所であるとの答弁でした。また、平成26年度には田抓自治会、両前寺自治会、水沢自治会、船岡自治会、浜畑自治会の5自治会が耐震工事をする予定であるとの答弁をいただいております。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。18番齋藤修市教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（18番齋藤修市君）登壇】

●教育民生小委員長（齋藤修市君） 改めて、おはようございます。

審査に入る前に、現在、休館中のフェライト子ども科学館についてオープン前の状態を現場踏査いたしました。エントランスルームもきれいに改修され、何か「宇宙」という新しいテーマでオープンの準備中でした。休職中の人たちも一人を除いて再雇用という形で作業に入っているようでした。以上です。

それでは、報告に入ります。

12月16日に付託されました一般会計予算特別教育民生小委員会の議案第110号についての審査が終わりましたので報告をいたします。

議案第110号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について、市民福祉部、それから教育委員会に関する事項でございます。

全員の賛成で可決に至っております。

審査の主な内容を報告いたします。

最初に、市民福祉部関係でございますが、各款項目において燃料費、光熱水費の値上がりによる増額が主な補正の内容というふうになっております。特に議案書17ページ、3款1項1目20節の扶助費、灯油購入緊急助成費1,700万円の増額についてであります。これは生活保護世帯が131世帯、高齢者

世帯が1,134世帯、障害者世帯が330世帯、それからひとり親世帯、寡婦世帯が105世帯、合計で1,700世帯、これに1世帯当たり1万円の補助をしたいということで、1,700万円の増額になったと説明がありました。

次に、17ページの3款1項3目20節の障害者福祉サービスの5,580万3,000円の増額についてであります。これに関してはですね、生活介護施設入所支援について程度区分の認定替え、要は1級だとか2級だとかはありますけれども、認定替えによる単価の増額、二つ目には就労継続支援、自立訓練、療養介護等については利用者が増加したと。このために5,580万3,000円の増額に至ったという説明がありました。

それから、予算書19ページ、衛生費でございます。4款1項2目13節の幼児等予防接種委託料の518万円の減額の理由は何かという委員からの質問がございました。当初予定の300人分を見込んだが実績見込みは150人になったと。また、子宮頸がんについては、一時、副作用等の報道もあり、130人の予定が60人になったということです。ちなみに、不活性ポリオワクチンは単価が9,397円、子宮頸がんワクチンは1万5,939円、これは3回分でございますけれども、これを計算して減額をしたという答弁がございました。

さらに、電気、ガスの使用料増は、デイサービスが土曜日にも実施したと。そのために入浴が増えた。それから、これはスマイルの件なんです、スマイルの利用者が多くなってトイレ等の水道料が多くなったと。さらには今回、選挙もございましたので、期日前投票等々の暖房費が多くなったというふうな答弁がございました。

次に、教育委員会関係でございます。24ページですが、10款1項3目教育助成費、不登校児童生徒の対策費負担金が20万円増額になっていますが、にかほ市内に現在何名いるのかという質問に対して、現在7名くらいという表現なんです、登校したりしなかったりということもあります、7名いるそうです。不登校の主な理由としては、病気とか、それから登校拒否等々で、毎日登校できない子供がいるという答弁がございました。

それから、25ページの10款2項1目15節施設設備工事費90万円の増額については、来年度、身体障害児の入学が予定されていると。その受け入れのために手すりやトイレ等々の整備をするものだという報告がありました。

次に、26ページ、10款4項12目8節、11節、18節についてですが、これは版画家の池田修三さんの長男から寄贈された版画2,400点、象潟公民館に保管しておりますけれども、保存等に必要な消耗品や備品を購入するものだという説明がございました。

それから、27ページの10款5項4目11節の象潟B&G海洋センター管理費で燃料費が160万円増額になっております。この理由と、それから以前に天然ガス利用のコージェネレーション設備を導入していると。その効果はどうかという質問がございました。従来はですね7,200リットルの使用量が気候等々の影響で7,800リットルになる見込みだと。それで5%から9%ぐらい、ばらつきがありますけれどもアップしたためと。ちなみにコージェネレーションを導入する前は10万リットルから11万リットル使用していたので、約30%節約できていると。また、電気料も従来の4分の1から5分の1程度になって大きな効果があるという報告がありました。



以上で報告を終わります。

- 一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 暫時休憩します。

午前10時21分 休 憩

---

午前10時21分 再 開

- 一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 再開します。

18番齋藤修市教育民生小委員長。

- 教育民生小委員長（齋藤修市君） 先ほどの説明で、ちょっと追加をいたします。

先ほどのですね不登校7名いるということに対してですね、そのうち2名が由利本荘市に通っており、その人の分1人10万円、2人分で20万円の増額です。

- 一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 暫時休憩します。

午前10時21分 休 憩

---

午前10時22分 再 開

- 一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 再開します。

18番齋藤修市教育民生小委員長。

- 教育民生小委員長（齋藤修市君） 訂正をいたします。

予算書に2名分という説明がありましたけど、これは由利本荘市に通っている人の分、1人10万円、2人分で20万円の増額ということです。先ほどの説明を修正いたします。以上です。（該当箇所訂正済み）

- 一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。14番竹内 賢委員。

●14番（竹内賢君） 18ページの3款2項2目で児童運営費の中で保育士等処遇改善臨時特例事業補助金1万1,000円になっていますが、これは9月補正では国からの助成で大きくいわゆる待遇改善をするという話になっていました。今回の補正の内容については、どういう意味合いの補正なのか、そして、その9月補正に補正されたものが実際に保育士等の処遇改善にどういうふうにしてかかわってきているのか、内容について当局のほうに質問したり、あるいは当局から回答とかそういうものがありましたか。

- 一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 齋藤修市教育民生小委員長。

- 教育民生小委員長（齋藤修市君） ちょっと暫時休憩願います。

- 一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 暫時休憩します。

午前10時23分 休 憩

午前10時23分 再 開

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 再開します。

齋藤修市教育民生小委員長。

●教育民生小委員長（齋藤修市君） この件に関してはですね、御質問の内容を審査しておりません。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。10番市川雄次産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（10番市川雄次君）登壇】

●産業建設小委員長（市川雄次君） おはようございます。

それでは、一般会計予算特別委員会産業建設小委員会の審査についての内容を御報告させていただきます。

当委員会に付託されました議案第110号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についてのうち、産業建設部及び農業委員会に関する事項の内容については、全員の賛成により可決に決しております。

では、各議案の審査内容の一部を報告します。

初めに、農林水産課関係についてです。

20ページ、6款1項3目19節中の青年就農給付金事業交付金の300万円の増額についてですが、この給付の増額理由と給付を受けるための条件等についての質問がなされております。答弁ですが、増額理由は、まず当初予算の段階では150万円掛ける4人分の600万円を見ておりましたが、現時点で人数にして4ないし5人の給付対象者の増が見込まれていることから、年度途中での補正増額となっている。また、給付を受けるための要件としては、一つに親と別の農業経営をしていなければならない。例えば、親が水稻栽培をしていればそれ以外の作物でなければなりません。農地については、基本的に自己の名義でなければならない。借地でもよいが、その面積は親から承継した農地面積よりも大きくななければならないという要件もあるというような内容の説明を受けています。現時点ですが、特にこの農地名義の部分が大変大きなハードルとなっておるようで、今、国でもこの部分を緩和する方向で検討が行われているとの説明も受けております。

あわせて、20ページの6款1項3目19節中の雇用人材活用型法人等施設整備事業補助金についてです。質問ですが、なるほど舎がフォークリフトの購入を取りやめたことによる減額ということですが、これについてはまずどういうことですかと。簡単にこの取りやめることができるのですかというような質問がなされております。これに対して答弁ですが、当初の段階では、この補助金の適用とな

るには農の雇用事業に取り組んでいることが要件でしたが、後に県からその事業に組み組んでいるだけではだめで、実際に農業を行っている法人でなければならないという説明を追加で受けたと。ではということで、なるほど舎はとなると、なるほど舎は米の販売業者であるということで、農業を行っている業者という区別ではない。したがって、この補助金の適用条件を満たしていないので、今回使わないのではなく、使えないということでの取りやめですという説明を受けております。

続いて、商工課関係についてですが、21ページ、7款1項2目13節委託料、医療福祉の現場と企業をつなぐ人材の育成事業委託料415万6,000円についてですが、端的にどのようなものですかという質問です。答弁ですが、これはまず一つに、5名を新規雇用するものと。平成25年度は2ヵ月分を、平成26年度は10ヵ月分を、合わせて1年間の緊急雇用のお金ですと。内容については、企業が県に提案したもので、その申請が認められたものと。具体的には、秋田大学病院等が工場に対して注文したいものを見つけ出し、それを受注するために医療に詳しい営業マンを育成するためのものと。これは、このネーミングについても、その該当企業が県に申請した時点で自らの企業がネーミングした名前だと。この申請内容についても、今回の企業が以前から手がけてきた医公連携を具体化するものということですとの説明を受けております。

続いて、21ページ、7款1項2目19節負担金補助及び交付金について、コールセンター等企業立地促進事業補助金に関連して、コールセンターの正社員、契約社員、パート等の説明は本会議でも受けましたが、それぞれの身分等については実際どうなっていますかというものです。これに対する答弁ですけれども、基本給についてはありましたように正社員、契約社員とも同じですが、正社員には能力給、役職給というのが全員ではないですけれどもつくっていると聞いています。社会保険も完備されていますと。ただ、パートについては週30時間を超えられないので雇用保険のみですと。賞与については、現時点では伺ってはおりませんと。有給休暇等については、労働基準法にあるとおりですとの説明を受けております。

22ページ、同じく7款1項2目19節負担金補助及び交付金の緊急雇用助成金についてですが、本会議でも説明がありましたけれども、14社85名分の緊急雇用助成金が大きく増額していますが、その理由についてという質問です。

これについては、秋田物産センターが23名分、新規事業として三光メディケアが28名分、これが主な増加利用になっているとの説明を受けております。

続いて、観光課についてですが、同じく議案書22ページ、7款2項1目13節委託料、観光案内等誘客促進事業委託料についてです。今回の82万円の補正は、平成25年3月の1ヵ月分ということですが、これについてももう少し具体的なお話をお願いしますということです。これに対する答弁ですが、この事業は平成25年3月から平成26年2月までの12ヵ月間として予算化されたものですが、県がこの事業を国民文化祭に向けて必要と判断したため、平成26年度も企業支援型緊急雇用制度として継続することになりました。そのために平成25年度の3月の1ヵ月分が予算化されていないので、その部分を埋めるための4人分の人件費及び事務費として計上されたものと。

なお、この場合の雇用については、これまで緊急雇用で雇用されていた人も本人が継続を望めば再雇用をしてもよいという制度に要綱等に変更されているとのお話を聞いております。

建設課関係ですが、22ページ、8款2項2目13節委託料、測量設計業務委託料350万円の減額についてですが、この減額は具体的にどういう内容の減額ですかという質問です。この減額については、室沢排水路整備工事が当初予算よりも少ない事業費となったために、その設計料も減額となりました。一方で、路面性状調査等の新事業も実施した結果、差し引きとしてこの差額が出ているという説明です。

管理課についてですが、23ページ、8款5項1目19節住宅リフォーム支援事業補助金についてです。住宅リフォーム補助金の利用状況について、また、消費税との関係についての質問がなされています。答弁です。当初予算で2,000万円を計上していましたが、途中で予備費から100万円を充当しながら事業を実施してきましたと。11月末で2,000万円のうち1,976万5,000円が使われ、12月17日現在で2,032万6,000円が使われていますと。今後も足りなくなることが予想されますので今回の100万円計上となりました。これは消費税の引き上げが確定した直後の11月に同補助金の申請件数が増えたことから、多分に消費税の引き上げと関係していると思われます。今後さらに不足することがあった場合は、財政当局との話し合いの結果、予備費から充当したいという答弁を受けております。

以上です。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。14番竹内賢委員。

●14番（竹内賢君） 予算書20ページで当初、当局からの説明のものは、6款1項3目の雇用人材活用型法人等施設整備事業補助金、今の委員長の話で、なぜこの事業がやられなかったかということは分かりましたけれども、その経過について県の説明が悪かったのか、後から県から示されたというお話でしたので、あるいはにかほ市の農林水産課ですか、そこでの農業関係の皆さんに対する説明というか資料の提示というか、そういうものが悪かったのか、その辺についてどういうお話し合いをしましたか。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 市川産業建設小委員長。

●産業建設小委員長（市川雄次君） 私どもが聞いたのは、当初の段階では先ほど言いましたように農の雇用事業を実施している事業所については、企業等についてのこの補助金の雇用人材活用型法人のこの補助金の対象になるということの説明を受けていて、それで事業実施したけれども、後々の県からの説明の中で、これだけではだめですよという説明を受けたという、先ほど述べたとおりです。ここの部分までは私ども聞いておりますが、それがじゃあその時系列でどうだったのかということまでは踏み込んでおりません。まず結果論としてこうなったということだけで、まず私どもは理解させていただいたので、それ以降の内容については精査はしていないということになります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。議案第110号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）に

についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 討論なしと認めます。これで議案第110号に対する討論を終わります。

次に、議案第110号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第110号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についての各小委員長の報告は、可決です。議案第110号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 起立全員です。したがって、議案第110号は、各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前10時38分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会  
委員長

午前10時52分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第97号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてから日程第20、議案第15号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの議案19件、日程第21、陳情第8号「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書採択についての陳情から日程第26、陳情第13号T P P交渉に関する陳情までの陳情6件、計25件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。15番加藤照美総務常任委員長。

【総務常任委員長（15番加藤照美君）登壇】

●総務常任委員長（加藤照美君） それでは、去る12月16日、当総務常任委員会に付託されました議案第97号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について、議案第98号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第99号にかほ市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第101号にかほ市地域の元気臨時交付金基金条例制定について、いずれも全員の賛成により可決しております。

次に、陳情第8号「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書採択についての陳情については、賛成多数により採択となっております。

次に、要望書の中でにかほ市職員労働組合から出されておりました2014年度地方財政の確立に関する要請については、委員会で取り上げることにして協議した結果、願意妥当ということで意見書を出すことに決しております。

審査の内容について御報告いたします。

議案第97号について、納税者にどのような影響が出てくるのかについては、医療費控除が多い年は次の年の税額が下がりますが、税額が下がった次の年にまた普通の税額に戻りますので、年金から徴収される税額が前半と後半では大きく差が開くことから、市民からも多くの問い合わせがあったようであります。今回の改正では、徴収される税額の前半と後半の差を縮めるというもので、税額が平準化されることになるとの答弁をいただいております。

議案第98号について、この条例改正によって対象となる件数についての質疑がありました。当局の答弁では、特定公社債等についての件数は把握していませんが、納税相談において、これまで該当するものはありませんでしたとのことであります。

次に、議案第99号について、平成24年度にこの条例を当てはめた場合、延滞金を納めている件数についての質疑がありました。答弁では、この条例自体は私債権と公債権とに大きく分かれており、税金関係は地方税法で決まっていますが、それ以外、例えば保育料や下水道分担金といった公債権に適用になるとのことです。実際のところ、督促状は出していますが、督促手数料については決まっていますが、延滞金については債務者の状況を見てもらっていないのが実情であるとの答弁をいた

だいております。

次に、議案第101号についてであります。委員からは、現在計画されている事業の一覧を示していただきたいとの質疑がありました。答弁では、現段階では計画が整っていないため基金として積み立てるものであり、計画については新年度当初の際に作成しますので、それからお示ししたいとの答弁をいただいております。

次に、陳情第8号についてです。この陳情の願意としては十分理解できますが、意見書として出すことについては反対であるとの意見もありましたが、賛成多数で採択されています。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。18番齋藤修市教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（18番齋藤修市君）登壇】

●教育民生常任委員長（齋藤修市君） それでは、12月16日に付託ありました下記議案の審査が終了しておりますので、報告いたします。

議案第100号にかほ市貸付金の返還債務の免除に関する条例制定について、議案第102号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決に至っております。

議案第104号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について、賛成多数で可決に至っております。

次に、議案第111号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について、議案第112号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について、議案第113号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、いずれも全員の賛成で可決に至っております。

陳情第10号医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出を要請する陳情書、陳情第11号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書、陳情第12号介護職員の処遇改善を求める陳情書、いずれも全員の賛成で採択に至っております。

それでは、審査の主な内容について報告いたします。

議案第100号にかほ市貸付金の返還債務の免除に関する条例制定について。

これはにかほ市介護職員の初任者研修受講資金を貸し付けるという規則において、資金の貸し付けを受けた者がいる条件を満たせば返済を免除することができる、という条例であります。

免除の対象は高校生だけか、一般の人も対象にしてもよかったのではないかという質問がありました。また、9月定例会でこの貸付条例が制定されたが、この時点で本条例が制定されなかった理由は何かという質問がございました。答弁として、対象は高校生、専門学校生、大学生までですと。



一般の人には補助金制度があるので適用しなかったという答弁がございました。また、9月定例会の時点では条例をつくらないと債務放棄することができないということが分らなかったと。そのために今定例会に提案したという答弁がございました。

それから、にかほ市内だけでなく由利本荘市を含めた広域での考えはなかったかという質問に対して、各自治体でやり方がいろいろ異なると。また、自治体のいろいろな都合もあるようなので市単独事業としたという答弁がございました。

初任者研修を受けた人数とその内容はどうかと、また、返済は受講してから何年に始まるのかという質問がございました。13人受講して、市内の高校生が6名、他の7名は一般の人だと。返済については、受講が終わってから5年後に返済が始まるという答弁がございました。

それから、議案第104号についてです。にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について。

これは消費税が5%から8%に上がるために改正されるわけですが、各地区によって増額が異なるが、増額は幾らになるかと。各地区で違うわけです。平成24年度をベースにして試算をしますと、大体、22立方メートルが平均のようです。象潟の元町地区、これが1,058円が1,083円になると。月29円アップします。年間348円。それから、上浜地区は1,192円が1,226円、月34円アップすると。年間では408円アップすると。それから、仁賀保地区は、これは上水と簡水が全部その時点で一緒になっているということで、一律ですね1,703円が1,751円、月に48円、年間で576円、この消費税の変更によって上がるという答弁がございました。

議案第111号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてです。

これは7ページの10款2項1目で、財政調整基金というのは一体どのぐらいあればいいのかという質問がございました。これには予算の5%程度の基金があればいいという答弁がございまして、本市では現在7,800万円、少し不足していると。できれば1億円ぐらいの基金を持ちたいという答弁がございました。

それから9ページですが、11款1項固定資産税徴収にかかわる償還金及び還付加算金について、支払いの方法はどのようにしてやるのかという質問がございました。各家々を回りですね、それぞれの口座を聞いて、その口座に振り込みますと。項目がいっぱいあるわけですが、それぞれの明細及び額については別々に分かるように説明して振り込む予定だという答弁がございました。

次に、議案第112号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）です。

これは携帯用の超音波測定装置、手のひらに乗るような小型のもので、腹部臓器、大動脈や心臓、産婦人科の胎児画像等、素早く正確に診断できる装置で、診断結果をいち早くアクションにつなげることができるものです。在宅看護に大きく役立つものであり、医師会からの推薦で今回はにかほ市の診療所に導入することが決まったという説明がございました。県の補助が3分の2、65万8,000円、市の負担が3分の1で33万円、合計で98万8,000円の予算であると。機器の購入は、すべて実施計画に入れて実施するものと認識していたが、今回は運よく助成金を使えたが、市の持ち出しとい

うこともあるので、どうしても必要な機器だったのかという質問がございました。これに対しては、これからの医療を考えたときに在宅医療が非常に重要になってくるということが一番の購入の要因です。今回の助成制度を見逃せば、今回限りの単年度限りということで、一般財源の持ち出しが多くなるため、実施計画に載せる金額に対し、100万円未満だということもあり、お願いして計上させていただいたという報告がございました。

次に、議案第113号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてであります。

2款1項1目15節に工事請負費650万円の減額がありましたが、この理由については、工事安全性の面からJRの承認が得られなかったという説明がありました。今までの基本的な流れについて説明を求めるといふ質問がございました。現在の水道施設はJRと国道7号バイパスを横断して配水池にポンプで水を送っていると。JRとの協議では、鉄道が設置される前の大正時代につくられていると。水道管が設置されて、その後、鉄道が整備された。その施設がですね、その部分が老朽化しており、入れ替え計画でずっと協議をしてきましたが、その場所の地質的な問題、安全が確保できないということと、工事をするに当たりですね、どうも小砂川の駅から電車を使って、貨物を使って資材を送らなければいけないと、このような状況、運搬に鉄道を使わなければいけない。それから、高圧線が通っているために重機が使えない。こういうふうなこともあってですね、結局、旧小学校の市有地に新しく配水池をつくってそこから水を送ろうと、そうするとJRとの関係はなくなると。このようなことで現在進めているということで、当初工事予定だった650万円については次年度に繰り越しをしていくという報告がありました。

陳情第10号、第11号、第12号については、願意妥当ということで採択しております。

以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番宮崎信一議員。

●6番（宮崎信一君） 一つお尋ねいたします。議案第104号で可決、賛成多数ということで報告ありましたが、ということは反対の意見があったかと思しますので、どういうことで賛成多数だったのかお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 教育民生常任委員長。

●教育民生常任委員長（齋藤修市君） これは基本的には、消費税アップ、5%から8%に上げると。この消費税アップに対して基本的に反対だという意見がありまして、これは国の制度であるけれども、そういう理由でこの条例に対しては反対したい、こういうことです。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番市川雄次産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（市川雄次君）登壇】

●産業建設常任委員長（市川雄次君） それでは、産業建設常任委員会の審査の内容を報告させて

いただきます。

当委員会に付託されました議案第103号にかほ市下水道受益者負担金条例の一部を改正する条例制定について、議案第105号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第106号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について、議案第107号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第108号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について、議案第109号市道路線の認定、変更及び廃止について、議案第114号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第115号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての8議案については、いずれも全員の賛成により可決しております。

また、陳情第9号日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める陳情及び陳情第13号T P P交渉に関する陳情の2件については、いずれも陳情趣旨について願意妥当として、全員の賛成により採択しております。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前11時16分 休 憩

午前11時16分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

産業建設常任委員長。

●産業建設常任委員長（市川雄次君） すいません。先ほどの議案第114号及び議案第115号については、補正予算「第3号」と述べておりますが、いずれも「第2号」ですので訂正をさせていただきます。（該当箇所訂正済み）——続けさせていただきます。

いずれもですね、本会議での説明もございましたように、上位法の改正による条例の読み替えや消費税の引き上げに伴うもの及び電気料金の引き上げによる光熱水費の増額等が主なものですので、ここではまず議案第108号及び議案第109号について報告をさせていただきます。

議案第108号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についてですが、質問ですが「保護等にする」というのは具体的にどういうことなのかということですが、これは、それまでは配偶者からのDVに対してのみ、市営住宅への特例での保護入居が規定されていましたが、今回の条例改正によって婚姻関係にない同居人等からのDVによっても保護の対象となる。それによって特例入居が可能になるという内容です。これは提案理由にもありますように、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正による関連条例の改正ということになります。

議案第109号市道路線の認定、変更及び廃止についてです。この議案の内容については、議案綴りに記載されているとおりですが、この改正に関連しての質問がなされております。質問です。山ノ田前川線の終点横に西部カントリーエレベーターがありますが、このカントリーエレベーターの出入口付近の混雑というところについてJ A秋田しんせい等から道路改良時に何らかの相談はありませんでしたかというような質問です。これに対する答弁です。確かに市に対して相談はありま

したと。ただし、現時点で県道の小出金浦線との兼ね合いがあり、現在県と協議をしている最中ですと。いずれも残地を市道として今後市の管理にしていきたいというように考えているとの答弁を受けております。

以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。16番伊藤知一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（16番伊藤知君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 一般会計予算特別委員会に平成25年12月16日に、付託になりました議案第110号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について、審査を終わりましたので報告いたします。

議案第110号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）については、全員の賛成により、可決と決しております。

●議長（佐藤文昭君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第97号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第97号の討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第97号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第98号の討論を終わります。

議案第98号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第98号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号にかほ市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第99号の討論を終わります。

議案第99号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第99号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号にかほ市貸付金の返済債務の免除に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第100号の討論を終わります。

議案第100号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号にかほ市地域の元気臨時交付金基金条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第101号の討論を終わります。

議案第101号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号にかほ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第102号の討論を終わります。

議案第102号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第102号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号にかほ市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第103号の討論を終わります。

議案第103号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第103号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 議案第104号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について、反対の討論をします。

この議案は、消費税が来年4月から8%になるということでの使用料金の引き上げで、簡易水道料の値上げになるものです。続いての議案にある農業集落排水、下水道、水道料も同様です。そのうちガス料金も影響を受けるでしょう。一つだけ見ると大きな金額に見えませんが、諸物価、電気料金は値上げが続いています。4月からはあらゆるものに消費税が増税され、大変です。しかし、この引き上げは、安倍政権の悪政で市の直接の施策でないということは明らかです。

消費税増税は、所得の低い世帯ほど重い逆進性の税金ですが、民間シンクタンクのみずほ総合研究所が発表しているレポートによると、消費増税と厚生年金保険料値上げに伴う2014年度の負担増は、年収300万円未満の世帯で年間6万円を超え、高齢者の無職世帯では10万円を超える負担増になるとされています。安倍首相は、消費税増税は社会保障に全部使うなどと言っていますが、本当にそうでしょうか。もしそうだとしたら、年金は60歳から支給します、75歳からの医療費は無料化ですなどと、社会保障はこれだけよくなるとの発表や提案があるはずですが、ところが厚生労働省は社会保障の削減計画をどんどん打ち出しています。介護保険の要支援の1と2は介護保険給付から外す。特別養護老人ホームへの入所は要介護3以上に限る。所得によって介護保険の利用料を2倍に引き上げる。70から74歳の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げ、国保を都道府県単位に再編し保険料を引き上げる。65歳に引き上げた年金の支給開始年齢を、さらに引き延ばす。年金を——もう既に年金下がっていますけれども、年金を物価や賃金上昇以下に抑え込むマクロ経済スライドの実施などなどです。

にかほ市の文化講演会が9月28日に開かれましたが、そこで長野県諏訪中央病院名誉院長で作家で

もある鎌田實さんが講演をしました。その鎌田實さんが最近の新聞赤旗に登場して「介護や医療は金くい虫だと安倍政権は考えているようです。消費税増税分を医療や福祉に振り向けるという約束だったのに、介護費も医療費も抑制するばかりです。」と話しています。

企業が世界で一番活動しやすい国にするという安倍政権は、国民の生活などを見ていません。税制面では復興税は大企業が3年払うものを2年で終わりにし、庶民のほうは住民税10年、所得税25年という長さのままです。でも、高齢者が増えるし、医療費など社会保障にお金がかかるから消費税増税も仕方がないか、このように思っている人もいます。確かに高齢化の進行に伴って社会保障費が伸びていくことは避けられません。しかし、その税金の財源を低所得者ほど負担の重い最悪の不公平税制である消費税に頼れば、社会保障を続けていくことはできません。所得税や法人税を無視して消費税を主な財源というふうにすれば、とめどない消費税率アップは避けられません。

政府は消費税率のアップが嫌なら社会保障は我慢しなさい、社会保障を充実したければ消費税の増税は避けられませんよという論理です。しかし、消費税に頼らない道があります。無駄使いをやめて、応能負担、力のある人が負担をする、そういう原則に立った税制改革で財源を確保する。国民の所得を増やす経済改革で日本経済を健全な軌道に乗せ、税増収を図るという道です。

多くの国民、小売業、農林水産業、不動産業、建設業、中小企業が消費税増税は悪影響があるとしています。これからでも暮らしを壊す、経済も悪化させる消費税の増税はストップさせてもらいたい、しなければならぬというふうに思います。この議案はそのあらわれの一部ですので、先ほど言いましたように市の責任ではありませんが、賛成できません。

以上で討論を終わります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。議案第104号の討論を終わります。

これから議案第104号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第104号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第105号の討論を終わります。

議案第105号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決

です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第105号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第106号の討論を終わります。

議案第106号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第106号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第107号の討論を終わります。

議案第107号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第107号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第108号の討論を終わります。

議案第108号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第108号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号市道路線の認定、変更及び廃止についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第109号の討論を終わります。

議案第109号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長



の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第109号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第110号の討論を終わります。

議案第110号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第110号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第111号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第111号の討論を終わります。

議案第111号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第111号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第112号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第112号の討論を終わります。

議案第112号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第112号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第113号平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第113号の討論を終わります。

議案第113号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長

の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第113号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第114号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第114号の討論を終わります。

議案第114号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第114号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第115号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第115号の討論を終わります。

議案第115号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第115号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第8号「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」改正を求める意見書採択についての陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第8号の討論を終わります。

陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第9号の討論を終わります。

陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。この陳情は

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第10号医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出を要請する陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第10号の討論を終わります。

陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。陳情第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第11号の討論を終わります。

陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。陳情第11号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第11号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第12号介護職員の処遇改善を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第12号の討論を終わります。

陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。陳情第12号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第13号T P P交渉に関する陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第13号の討論を終わります。

陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。陳情第13号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。陳情第13号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第27、議提第12号現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書及び日程第28、議提第13号2014年度地方財政の確立に関する意見書を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第12号及び議案第13号について、15番加藤照美議員の説明を求めます。15番加藤照美議員。

【15番（加藤照美君）登壇】

●15番（加藤照美君） 議提第12号です。現行法（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）の改正を求める意見書であります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年12月18日提出

にかほ市議会議長様

提出者は、にかほ市議会議員加藤照美、賛成者は、にかほ市議会議員奥山収三、同じく佐々木正明、同じく菊地衛、同じく竹内賢であります。

内容については、御一読していただきたいと思えます。

提出先については、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

次に、議提第13号です。2014年度地方財政の確立に関する意見書であります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年12月18日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員加藤照美、賛成者、にかほ市議会議員奥山収三、同じく竹内睦夫、同じく佐々木正明、同じく菊地衛、同じく竹内賢であります。

これについても内容については一読してください。

提出先については、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第12号及び議提第13号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第12号及び議提第13号の質疑を終わります。

これから議提第12号及び議提第13号の討論・採決を行います。

初めに、議提第12号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。議提第12号の討論を終わります。

議提第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議提第12号は、原案のとおり可決されました。次に、議提第13号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第13号の討論を終わります。

議提第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議提第14号医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書から日程第31、議提第16号介護職員の処遇改善を求める意見書までの3件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第14号から第16号について、18番齋藤修市議員の説明を求めます。18番齋藤修市議員。

【18番（齋藤修市君）登壇】

●18番（齋藤修市君） それでは、議提第14号医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年12月19日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員齋藤修市、賛成者、にかほ市議会議員飯尾明芳、同じく伊藤知、同じく村上次郎、同じく伊東温子、同じく池田甚一。

意見書の内容については、添付のとおりでございます。

提出先は、内閣総理大臣安倍晋三様、厚生労働大臣田村憲久様。

次に、議提第15号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年12月19日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員齋藤修市、賛成者、にかほ市議会議員飯尾明芳、同じく伊藤知、同じく村上次郎、同じく伊東温子、同じく池田甚一。

内容については、別紙のとおりでございます。御一読ください。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、秋田県知事。

以上でございます。

続きまして、議提第16号介護職員の処遇改善を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年12月19日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員齋藤修市、賛成者、にかほ市議会議員飯尾明芳、同じく伊藤知、同じく村上次郎、同じく伊東温子、同じく池田甚一。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

提出先は、内閣総理大臣安倍晋三様、厚生労働大臣田村憲久様、財務大臣麻生太郎様、秋田県知事佐竹敬久様。

以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前11時51分 休 憩

午前11時51分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

18番齋藤修市議員。

●18番（齋藤修市君） 医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書の案です、記載に提出された案は(2)番目の介護支援「要支援」などの保険外しを止めるとともに医療介護を営利企業の金儲けの場に変えないでくださいという内容の項目が入っておりますけども、この部分をカットして訂正して提出しております。

以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第14号から議提第16号までの3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第14号から議提第16号までの質疑を終わります。

次に、議提第14号から議提第16号についての討論・採決を行います。

初めに、議提第14号医療・介護など社会保障の充実を国に求める意算書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。議提第14号の討論を終わります。

次に、議提第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第15号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第15号の討論を終わります。

議提第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議提第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第16号介護職員の処遇改善を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。議提第16号の討論を終わります。

議提第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議提第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、議提第17号日本国憲法をいかに安定した雇用の実現を求める意見書及び日程第33、議提第18号T P P交渉に関する意見書を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第17号及び議提案第18号について、10番市川雄次議員の説明を求めます。10番市川雄次議員。

【10番（市川雄次君）登壇】

●10番（市川雄次君） それでは、私からは議提第17号について及び議提第18号についての提案理由を述べさせていただきます。

まず、議提第17号ですが、日本国憲法をいかに安定した雇用の実現を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年12月18日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員市川雄次、賛成者、にかほ市議会議員宮崎信一、同じく佐々木弘志、同じく鈴木敏男、同じく小川正文、同じく佐藤元です。

内容については、そのまま変わりません。

提出先については、内閣総理大臣と厚生労働大臣です。

引き続き、議提第18号T P P交渉に関する意見書です。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年12月18日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員市川雄次、賛成者、にかほ市議会議員宮崎信一、同じく佐々木弘志、同じく鈴木敏男、同じく小川正文、同じく佐藤元です。

先ほどの委員長報告でもありましたように、陳情趣旨については願意妥当として採択しておりますが、陳情項目について1点に絞っております。

1、T P P交渉の内容を国民に開示すること、ということに絞っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

提出先については、内閣総理大臣です。

以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第17号及び議提第18号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第17号及び議提第18号の質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議提第17号日本国憲法をいかに安定した雇用の実現を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。議提第17号の討論を終わります。

議提第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議提第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第18号T P P交渉に関する意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。議提第18号の討論を終わります。

議提第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議提第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第34、雇用対策調査特別委員会の報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。雇用対策調査特別委員長1番村上次郎議員。

【1番（村上次郎君）登壇】

●雇用対策調査特別委員長（村上次郎君） 雇用対策調査特別委員会から報告をします。

2012年（平成24年）12月20日に雇用対策調査特別委員会が設置されて、地域の経済・雇用情勢等に関する事項、その他についてを所管としてスタートしました。

これまで組織体制を整えることなども含めて11回の会議、あるいは他団体との懇談などを行ってきております。例えば、2月18日、資料の説明、生活保護から見た市民の状況など、いろいろ市民の状況について確認をします。それから、商工会との懇談会を4月に行い、そして10月には工業振興会との懇談会などを行ってきました。

その中で聞いたこと、あるいは調査したことなどを参考にしながら要望書にして皆さんのお手元に配付してあります。要望書は全部読みませんが、TDKの再編によって雇用の問題が生じ



たということでしたが、県あるいは市として熱心に取り組み、例えば企業誘致を実現することができたというふうに変な状況の中での取り組みは、これは評価できるものというふうを考えております。

しかし、まだまだ離職者が仕事を求めても就職できないと、このような現状について、秋田県知事に対して企業誘致、雇用の場の維持拡大、あるいは既存事業所への設備投資や社員教育など、臨時雇用事業の維持拡大、それから、農林漁業への雇用支援、後継者育成、6次産業化への支援、学校生活サポート事業の再創設、住宅リフォーム制度の継続と、これをさらに観光施設や宿泊、商店などへ制度の拡充をしてもらいたいと、このような要望を今後していきたいというふうを考えております。

皆さんの承認をいただければ、今後、しかるべく要望活動を行っていききたいというふうを考えております。

この雇用対策調査特別委員会は、本日をもって廃止したいというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

これまで御協力いただきました商工会、工業振興会の皆さん、また、市の担当の皆さんなどに大変お世話になりました。厚くお礼を申し上げ、報告とさせていただきます。

●議長（佐藤文昭君） これから、雇用対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。雇用対策調査の件は、本日の報告をもって終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、本件は、委員長の報告のとおり決定し、雇用対策調査特別委員会を本日をもって廃止いたします。

日程第35、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第6回にかほ市議会定例会を閉会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午後0時03分 閉 会

---